

函館の育児規程について：開拓使管内窮民賑恤規則再考

著者	田中 利宗, 田中 康子
雑誌名	紀要
巻	2
ページ	1-14
発行年	2008-03-31
URL	http://id.nii.ac.jp/1088/00000061/



〈論 文〉

函館の育児規程について
—開拓使管内窮民賑恤規則再考—

田中 利宗, 田中 康子

名 寄 市 立 大 学

「紀 要」 第2卷 抜 刷

2 0 0 8 年 3 月

〈論文〉

函館の育児規程について —開拓使管内窮民賑恤規則再考—

田中利宗, 田中康子¹⁾

Reflections on child-protection regulations in Hakodate since the Meiji period

Toshinori TANAKA, Yasuko TANAKA¹⁾

¹⁾ 北海道立旭川高等看護学院

Prewar Hakodate had regulations concerning child rearing that continued throughout the Meiji, Taisho and Showa eras. The regulations derived from 「Ikujiko」 and continued even after incorporation of area communities as Hakodate city and the subsequent administrative reforms. The regulations helped children whose parents experienced difficulties in raising them. We must not undervalue the efforts of Hakodate and its local officials to maintain these regulations through the years. To date, however, no-one has ever discussed the development or the significance of these regulations unique to Hakodate from the perspective of social work.

戦前の函館には、明治、大正、昭和と続いた育児規程があった。規程は、「育児講」に起源をもち、函館の行政の形態が、区から市になっても継続した。これは、父母らの手による養育が困難な子どもたちを救済した規程である。規程を守り続けた函館と吏員の努力を軽視してはならない。しかし、函館独自の育児規程の展開と意義が、社会福祉の観点をもって論じられたことはない。

キーワード：函館区（市）、育児規程、開拓使管内窮民賑恤規則

はじめに

本稿は、日本社会福祉学会第35回全国大会（1987年）から第43回全国大会（1995年）の間に口頭発表した「函館社会事業史Ⅰ～Ⅷ」¹⁾ および「函館における児童保護事業の展開」（1988年）²⁾、「明治初年における救貧制度一考 —北海道並樺太州賑恤規則と函館—」（1994年）³⁾などの論考の延長線上にある。

今回は、これまでに発表した1895（明治28）年までを再考しながら函館の「育児講」と「函館育児会社」、その事業に起源を置くと考える函館区（市）の「育児規程」の改定と存続を、救済事業から社会事業へと体系化される函館区（市）の救済行政事務に関心を向けながら概観するものである。

同時に「育児規程」の改正作業に影響を与えたと推察する「福田会」にも言及してみたい。

ところで、初回の発表から約20年を経た現在、改めて考察を試みるにはいくつかの理由が存在する。

そのひとつは、インターネット上での貴重な文献の公開にある。特に北海道大学の北方資料室が電子展示する「育児取扱規則」「函館県（衛生）」の綴りは、かつては幻の史料であった。もうひとつの理由は、多角的視点から調査・研究が継続されてきた『函館市史』の編纂室が、2007（平成19年）3月をもって廃止されたことにある。編纂室の廃止は、「育児講・函館育児会社」の歩みを「（函館慈恵院は、明治）37年には育児部を増設、函館育児会社の業務をすべて引継いでいる。」の記述で停止させることになった。⁴⁾

『函館市史 通説編第3巻』の「業務をすべて引き継いでいる」との表現は、「本院に於て收容教育しつゝある育児に三種あり 一は函館区の育児として教育の囑託を受くるもの 二は棄児迷児として其養育方を區より囑託されたるもの及本院が自己計算を以て收容せるもの之なり」⁵⁾、「函館慈恵院の設立あるや、育児を之に託して教育せしむ」⁶⁾、「明治三十三年（1900）に函館慈恵院（私立）の設立によって、ここに継承され、ながく今日にいたっているのである」⁷⁾とは、明らかに異なる意味を含んでいるといわざるをえない。

この、「すべて」という表現への違和感とそこから生まれる不安が再考の大きな動機となった。

思い過ごしと苦笑されであろう考察者の不安のひとつは、明治、大正、昭和と存続した「函館独自の育児規程とその救済」が「育児講・函館育児会社」および「開拓使管内窮民賑恤規則」⁸⁾との関連性を持たずに理解されてしまう可能性にある。ふたつ目は、純粋な探究心をもって「育児講」の成立と展開を追究する何人かは、1904（明治37）年を終極と確信し、その後続く救済の事実を見逃すかもしれないということである。この見逃しは、育児規程に関わり続けた吏員、議会、そして現在も語り継がれる育児講への函館市民のおもいを軽視するばかりではなく、福祉を学ぶ者が欠落させてはいけない、「歴史」と「福祉文化」への視点をも失わせてしまうように思えてならないのである。

1 函館育児会社の事業と行政

育児講と函館育児会社の成立については、1956（昭和36）年の岡田イネ発行、岡田健蔵著の『函館百珍ト函館史實』などによって論考が行われている。しかし、「函館育児会社」が現代でいう「株式会社」等から連想される「会社ではなかった」ということだけは、再述しておかなければならないであろう。

さて、1869（明治2）年に槇山淳道を主唱者とする育児講は、開拓使からの賞賛を受け、1871（明治4）年、函館育児会社（以下、育児会社と略記）と改称した。その後、開拓使からの財政的支援、篤志家らの寄付、開拓使から下付された土地・家屋の地代・家賃を社費として育児事業を進める。しかし、借家人の失火による長屋の焼失、函館経済の低迷などの影響を受け、事業の展開は困難を極めた。1877（明治10）年には、それまで槇山が負担していた被服費などを戸長の出費とした。1879（明治12）年、育児会社の事務を町用係西村が担当することにして、槇山は社長を退くことになった。1880（明治13）年には、函館区⁹⁾が事業を引き継ぎ、1882（明治15）年2月に開拓使が廃止され、函館、札幌、根室三県が設置されると、同年3月には函館県がそれらを継承したのである。翌1883（明治16）年、槇山は、65歳で亡くなったとされる。

1886（明治19）年1月、北海道庁が開庁されると函館と根室には支庁が置かれた。1899（明治32）年10月、函館区を所管していた函館支庁が廃止され、自治制の函館区が誕生する。函館区は、育児会社所有の財産管理と運用を担当し、救済は、育児規程にもとづき、その費用は、育児会社の資産の範囲の中で行われた。

1907（明治40）年には、育児会社の財産は区の共有財産に編入され、それによって育児費の科目名は、「函館区育児費特別会計」から「一般区費育児費」へと変更された。

会計科目が変更されたとはいえ、育児規程とそれに基づく育児費の支出は続いた。これらを「行政（官）が引き継いだ育児会社の事業の一部」と解釈することができるならば、函館区（市）は、1880（明治13）年に「育児会社の事務を町会所から函館区が引き継ぐ」時から一貫して育児会社の事業の一部を担い続けたことになる。

出所によって予算額が一致しないことへの詰問を予想しつつ、『函館市史 通説編第3巻』が「37年には育児部を増設、函館育児会社の業務をすべて引継いでいる。」とした、その後の展開を整理する。

1904（明治37）年 「育児費予算 1,393.658 （男9 女12）」¹⁰⁾

1905（明治38）年 「育児費予算 2,060.396 （男9 女16）」¹¹⁾

10月 区町村財産に関する規程制定（庁令）

「前期育児人員20人 本期編入人員8人 解除人員6人 死亡人員2人 現在人員24人 育児の内学齢以上のもの14名にして現に就学中のもの12名あり」¹²⁾

1906（明治39）年 「育児費予算 2,290.635 （男8 女15）」¹³⁾

「本年度豫算 二二九〇.六三五 （養育費 一三四九.〇〇〇〈金千三百四拾四円ハ育児二十八人養育料一人一ヶ月金四円〉〈金五円ハ育児五人修學要具料一人一円〉）（吊祭費 一六.八〇〇 〈金八円ハ育児死亡者二人葬儀料 金七円八十錢ハ死亡者祭祀料 金一円ハ墓地清掃料〉）」¹⁴⁾

函館の育児規程について
— 開拓使管内窮民賑恤規則再考 —

- 1907 (明治40) 年 「区財産に編入 宅地3,023坪5合1」¹⁵⁾
「区費歳出經常部決算育児費1,411.800」¹⁶⁾
3月 「育児規定」(明治40年3月区告示第22号)
「育児費予算 1,533.800 (男11 女16)」¹⁷⁾
- 1908 (明41) 年 「区費歳出經常部決算育児費1,427.900」¹⁸⁾
「育児費予算 1,549.800 (男10 女14)」¹⁹⁾
- 1909 (明42) 年1月 函館区事務分掌「第一係 庶務 九 賑恤救済育児及精神病者ニ関スル事項」
「区費歳出經常部決算育児費1,449.978」²⁰⁾
「育児費予算 1,563.000 (男12 女14)」²¹⁾
- 1910 (明治43) 年 「育児費予算 1,561.800 (男11 女10)」²²⁾
「(慈恵)院の事業は、<中略> 同年末現在 (一) 養育児六十三名 男三十七 女二十六 其内區より依託せられたるもの十八名あり」²³⁾
「育児規程第二條第一號ニ據ルモノ 前期繰越人員24 本期編入人員0 廃停人員4 死亡3 現在17
全上第二號ニ據ルモノ 前期繰越人員4 本期編入人員2 廃停人員1 死亡0 現在5」²⁴⁾
- 1911 (明治44) 年 「区費歳出經常部決算育児費952.170」²⁵⁾
「育児費予算 1,561.000 (男10 女8)」²⁶⁾
「育児規程第二條第一號ニ據ルモノ 前期繰越人員17 本期編入人員0 廃停人員2 死亡1 現在14
全上第二號ニ據ルモノ 前期繰越人員5 本期編入人員1 廃停人員1 死亡0 現在5」²⁷⁾
- 1912 (大正元) 年 「区費歳出經常部決算育児費950.983」²⁸⁾
「育児費予算 1,129.000 (男11 女9)」²⁹⁾
「育児規程第二條第一號ニ依ルモノ 前期繰越人員5 本期編入人員6 廃停人員1 死亡0 現在10
全上第二號ニ據ルモノ 前期繰越人員14 本期編入人員1 廃停人員6 死亡0 現在9」³⁰⁾
- 1913 (大正2) 年 「区費歳出經常部決算育児費914.499」³¹⁾
この年 東北・北海道大凶作
「規程第二條第一號ニ依ルモノ 前期繰越人員10 本期編入人員1 廃停人員3 死亡0 現在8
全第二號ニ依ルモノ 前期繰越人員9 本期編入人員2 廃停人員1 死亡1 現在9」³²⁾
- 1914 (大正3) 年 「区費歳出經常部決算育児費1,063.263」³³⁾
「規程第二條第一號ニ依ルモノ 前期繰越人員8 本期編入人員10 廃停人員3 死亡0 現在14
全第二號ニ依ルモノ 前期繰越人員9 本期編入人員0 廃停人員4 死亡0 現在5」³⁴⁾
- 1915 (大正4) 年 「区費歳出經常部決算育児費998.628」³⁵⁾
「規則第二條第一號ニ依ルモノ 前期繰越人員14 本期編入人員2 廃停人員1 死亡1 現在14
全第二號ニ依ルモノ 前期繰越人員5 本期編入人員1 廃停人員1 死亡0 現在5」³⁶⁾
- 1916 (大正5) 年 「区費歳出經常部決算育児費971.160」³⁷⁾
「規則第二條第一號ニ依ルモノ 前期繰越人員14 本期編入人員2 廃停人員0 死亡0 現在16

全第二號ニ依ルモノ 前期繰越人員 5 本期編入人員 0 廃停人員 2 死亡 0 現在 3」³⁸⁾

1917 (大正 6) 年 「区費歳出經常部決算育児費760.950」³⁹⁾

10月 「函館區吏員処務規定」(庶務係 8. 賑恤救済育児及精神病者ニ関スル事項)

「規則第二條第一號ニ依ルモノ 前期繰越人員16 本期編入人員 0 廃停人員 1 死亡 1 現在14
全第二號ニ依ルモノ 前期繰越人員 3 本期編入人員 0 廃停人員 1 死亡 0 現在 2」⁴⁰⁾

1918 (大正 7) 年 「区費歳出經常部決算育児費876.630」⁴¹⁾

3月 「育児規定」(明治40年 3月區告示第22号 大正 7年 2月告示第28号ヲ以テ一部改正)

「規則第二條第一號ニ依ル者 前期繰越人員14 本期編入人員 0 廃停人員 1 死亡 1 現在12
全第二號ニ依ル者 前期繰越人員 2 本期編入人員 0 廃停人員 0 死亡 0 現在 2」⁴²⁾

1919 (大正 8) 年 「区費歳出經常部決算育児費922.190」⁴³⁾

1920 (大正 9) 年 「区費歳出經常部決算育児費1,345.970」⁴⁴⁾

1月 「育児規定」(附則 第 6 条 本規程ハ明治40年 4月 1日ヨリ施行ス)

1月 函館警察署に人事相談所設置

「規則第一條第一號ニ依ルモノ 前期繰越人員13 本期編入人員17 廃停人員13 死亡 0 現在17
全第二號ニ依ルモノ 前期繰越人員 2 本期編入人員 0 廃停人員 0 死亡 0 現在 1」⁴⁵⁾

1921 (大正10) 年 育児費が社会事業費の項目に含まれる<職業紹介所費 住宅修繕費 公設市場費
行旅病人死亡諸費繰替 精神病者諸費繰替 育児費 >
「区費歳出經常部決算 社会事業費育児費1,694.170」⁴⁶⁾

1922 (大正11) 年 4月～7月 「区費歳出經常部決算 社会事業費育児費407.540」⁴⁷⁾

「規則第一條第一號ニ依ルモノ 前期繰越人員11 本期編入人員 4 廃停人員 7 死亡 0 現在 8
同第二號ニ依ルモノ 前期繰越人員 1 本期編入人員 2 廃停人員 1 死亡 0 現在 2」⁴⁸⁾

1922 (大正11) 年 8月～12年 3月 「市費歳出經常部決算 社会事業費育児費859.990」⁴⁹⁾

8月 函館区市制施行 函館支庁渡島支庁と改称

「規則第一條第一號ニ依ルモノ 前期繰越人員 8 本期編入人員 3 廃停人員 2 死亡 1 現在 8
同第二號ニ依ルモノ 前期繰越人員 2 本期編入人員 0 廃停人員 0 死亡 0 現在 2」⁵⁰⁾

1923 (大正12) 年 「市費歳出經常部決算 社会事業費育児費1,354.560」⁵¹⁾

「規則第二條第一號ニ依ルモノ 前期繰越人員 8 本期編入人員 0 廃停人員 0 死亡 0 現在 8
同第一號ニ依ルモノ 前期繰越人員 2 本期編入人員 1 廃停人員 0 死亡 0 現在 3」⁵²⁾

1924 (大正13) 年 「市費歳出經常部決算 社会事業費育児費1,477.010」⁵³⁾

12月 「育児規定」(大正13年12月 2日函館市告示第128号)

「規則第一條第一號ニ依ルモノ 前期繰越人員 8 本期編入人員 2 廃停人員 0 死亡 0 現在10
同第二號ニ依ルモノ 前期繰越人員 3 本期編入人員 0 廃停人員 0 死亡 1 現在 2」⁵⁴⁾

1925 (大正14) 年 「市費歳出經常部決算 社会事業費育児費1,645.790」⁵⁵⁾

「規則第一條第一號ニ依ルモノ 前期繰越人員10 本期編入人員 4 廃停人員 2 死亡 1 現在11

函館の育児規程について
— 開拓使管内窮民賑恤規則再考 —

同第二號ニ依ルモノ 前期繰越人員 2 本期編入人員 1 廃停人員 0 死亡 0 現在 3」⁵⁶⁾

1926 (昭和元) 年 「市費歳出經常部決算 社会事業費育児費1,607.930」⁵⁷⁾

「規則第一條第一號ニ依ルモノ 前期繰越人員11 本期編入人員 2 廃停人員 3 死亡 0 現在10
同第二號ニ依ルモノ 前期繰越人員 3 本期編入人員 0 廃停人員 0 死亡 0 現在 3」⁵⁸⁾

1927 (昭和2) 年 「市費歳出經常部決算 社会事業費育児費1,458.000」⁵⁹⁾

「規則第一條第一號ニ依ルモノ 前期繰越人員10 本期編入人員 0 廃停人員 0 死亡 0 現在10
同第二號ニ依ルモノ 前期繰越人員 3 本期編入人員 0 廃停人員 1 死亡 0 現在 2」⁶⁰⁾

1928 (昭和3) 年 「市費歳出經常部決算 社会事業費育児費1,660.510」⁶¹⁾

「規則第一條第一號ニ依ルモノ 前期繰越人員10 本期編入人員 1 廃停人員 0 死亡 0 現在11
同第二號ニ依ルモノ 前期繰越人員 2 本期編入人員 0 廃停人員 1 死亡 0 現在 2」⁶²⁾

1929 (昭和4) 年 「市費歳出經常部決算 救助費育児費1,608.640」⁶³⁾

「規則第一條第一號ニ依ルモノ 前期繰越人員11 本期編入人員 4 廃停人員 1 死亡 0 現在14
同第二號ニ依ルモノ 前期繰越人員 2 本期編入人員 0 廃停人員 1 死亡 0 現在 1」⁶⁴⁾

1930 (昭和5) 年 「市費歳出經常部決算 救助費育児費1,742.500」⁶⁵⁾

「規則第一條第一號ニ依ルモノ 前期繰越人員14 本期編入人員 0 廃停人員 1 死亡 0 現在13
同第二號ニ依ルモノ 前期繰越人員 1 本期編入人員 1 廃停人員 0 死亡 0 現在 2」⁶⁶⁾

1931 (昭和6) 年 「市費歳出經常部決算 救助費育児費889.660」⁶⁷⁾

1937 (昭和7) 年 『函館市史 統計資料編』には、「育児費」に関する数字の記載はない。

育児費と育児規程がどのような経過を経て姿を消すことになったのか。それを説明する史料は、現在入手できていない。ただ、岡田健蔵は、『函館大火史』のなかで、1875 (明治8) 年の育児会社所有の貸家焼失の状況を詳述した後に、「榎山淳道と云ふ醫者が (略) 育児會社を組織し、官私の協力で育濟館を建てその維持費を捻出する爲めに、此貸長屋を經營したものである。創立は明治四年十月で、幾多の變遷を経て今は事業資金は育児基金として市に積立られてある筈だ」⁶⁸⁾として、基金の存在を示唆する。

2 育児救済と育児規程

育児の救済を定めた「育児規程」は、1880 (明治13) 年11月に函館区役所が育児会社の事業を引き継ぐことを契機として区民の目に触れることになる。

全文23条から構成される「改正育児取扱規則」は、同年11月26日の「函館新聞 第四百廿壹號」から5回に分けて「雑報」として一面に掲載された。

規程は、その後、数回の改正を経て昭和にたどりつく。

1904 (明治37) 年以降の規程としては、以下の5つを確認することができる。

(1) 1907 (明治40) 3月区告示第22号、1916年 (大正5) 年4月1日現在の規程<給与金額改定>

(2) 1918年 (大正7) 年4月1日現在の規程<区告示第22号を大正7年2月告示第28号を以て一部改正。給与金額改定>

(3) 1921年 (大正10) 年4月1日現在の規程<区告示第22号を大正7年2月告示第28号、大正9年1月告示27号を以て一部改正。給与金額改定>

(4) 1926 (大正15) 年4月1日現在の規程<大正13年12月2日函館市区告示第128号>

(5) 1930 (昭和5) 年現在の規程

これらの育児規程のなかで、1907 (明治40) 3月以降のものには育児会社の存在を推察させる文言がない。その結果、育児会社との関連性を読み取ることは不可能である。

「1900 (明治33) 年3月函館区告示第20号」を含め3つの規程を掲げてみる。

① 明治三十三年三月 函館區告示第二〇號 育児規程

第一條 左ニ掲クルモノニシテ生活シ能ハサル幼子ハ函館區ニ於テ育児トシテ救養スルモノトス

一 父母共ニ知レサルモノ

二 父母ニ遺棄セラレタルモノ

三 扶養ナキモノ

四 赤貧者ノ子女ニシテ養育シ能ハサルモノ

第二條 育児養育ハ育児所基本財産ノ収益ヲ以テ限度トス

第三條 父母共ニ知レサル育児ハ函館區青柳町口番地ニ本籍ヲ定ムルモノトス

第四條 育児ハ之ヲ里子ト爲シ其預リ人ヘハ世話料及衣料トシテ一ヶ月金四圓以内ヲ支給スルコトヲ得

第五條 育児預リ人ハ其親戚又ハ組合頭ヨリ誠實ニ養育スル旨ヲ保証セシメ養育ノ契約ヲナスヘシ

第六條 係員ハ臨時預リ人住家ヲ視察シテ實行ヲ險查シ若シ不都合ナル情状アルトキハ相當ノ處置ヲナスヘシ

第七條 育児疾病ノ節ハ區立病院ニ於テ無料治療セシムルモノトス

第八條 育児學年ニ達シタルモノハ公立學校ヘ無月謝ニテ入學セシムルモノトス

但修學要具ハ現品ヲ以テ支給ス

第九條 育児ハ自營シ能フモノト認メタルトキヲ以テ限リトス

但營業資金トシテ金貳拾圓ヲ限り贈與スルコトヲ得

第十條 育児滿十三年ニ達シタルトキハ相當ノ業ヲ撰ミ自營ノ途ヲ得セシムルコトヲ要ス

第十一條 育児養育中ト雖モ養子ニセントスルモノアルトキハ其養親ノ身元及品行等ヲ審査シ確實ト認ムルトキハ縁組セシムルモノトス

但父母ノ存在スルモノハ其承諾ヲ得ルヲ要ス

第十二條 育児死亡ノトキハ葬儀執行ノ費用トシテ金四圓以内ヲ預リ人ニ支給ス

第十三條 育児死亡者ノ追祭ハ毎年九月之ヲ行ヒ現在育児ニ參拜セシムヘシ

但祭祀料ハ死亡者一人ニ付金貳拾錢以内トス⁶⁹⁾

② 「育児規程」 (明治四十年三月 函館區告示第二二號)

第一條 棄兒又ハ其ノ他ノ幼兒ニシテ扶養ノ途ナキモノハ年齢十三歳ニ至ルヲ期トシ育児預リ人ニ託シテ之ヲ救養ス

救養繼續ノ必要アルモノハ前項ノ年限外尚育児ニ準シ救養スルコトアルヘシ

第二條 前條ノ救養費ハ左ノ範圍ニ於テ支給ス

一 恤救規則ニ依リ給與セラル、モノハ一ヶ月金四圓以内

二 扶養義務者アルモ貧窮其他ノ事情ニ依リ其扶養ヲ受クル能ハサルモノハ一ヶ月金五圓以内

三 育児疾病ノ場合ニ於ケル費用及教育ヲ受クルニ必要ナル費用ハ其ノ實費

第三條 育児ノ救養ヲ解除スル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ修業又ハ營業ノ資金トシテ金二十圓以内ヲ贈與スルコトヲ得

第四條 育児死亡ノトキハ葬儀執行ノ費用トシテ金五圓以内ヲ預リ人ニ支給ス

第五條 育児死亡者ノ爲メ毎年九月追祭ヲ行ヒ現在育児ヲシテ參拜セシムヘシ祭祀料ハ死亡者一人ニ付金

二十錢以内トス

附則

第六條 本規程ハ明治四十年四月一日ヨリ施行ス

第七條 明治三十三年函館區告示第二十號育児規程ハ本規程施行ノ日ヨリ廃止ス⁷⁰⁾

③「育児規程」

第一條 棄児又ハ其ノ他ノ幼児ニシテ扶養ノ途ナキモノハ年齢十三歳ニ至ルヲ期トシ育児預リ人ニ託シテ救養ス

救養繼續ノ必要アルモノハ前項ノ年限外育児ニ準シ救養スルコトアルヘシ

第二條 前條ノ救養ハ左ノ範圍ニ於テ支給ス

- 一 救恤規則ニ依リ給與セラルモノハ一ヶ月金九圓以内
- 二 扶養義務者アルモ貧窮其他ノ事情ニ依リ其扶養ヲ受クル能ハサルモノハ一ヶ月金拾圓以内
- 三 育児疾病ノ場合ニ於ケル費用及教育ヲ受クルニ必要ナル費用ハ其ノ實費

第三條 育児ノ救養ヲ解除スル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ修業又ハ營業ノ資金トシテ金參拾圓以内ヲ贈與スルコトヲ得

第四條 育児死亡トキハ葬儀執行ノ費用トシテ金五圓以内ヲ預リ人ニ支給ス

第五條 育児死亡者ノ為メ毎年九月追祭ヲ行ヒ現在育児ヲシテ參拜セシムヘシ

祭祀料ハ死亡者一人ニ付金貳拾錢以内トス

附則

本規程ハ公布ノ日ヨリ施行ス⁷¹⁾

1900（明治33）年3月の育児規程にある「第二條 育児養育ハ育児所基本財産ノ収益ヲ以テ限度トス」の「育児所」は、解散した育児会社を指す。また、「第三條 父母共ニ知レサル育児ハ函館區青柳町口番地ニ本籍ヲ定ムルモノトス」にある「函館區青柳町口番地」は、育児会社の拠点施設が設置された住所である。

これらの育児規程は、その時々議会の審議を経て改正、施行されている。たとえば、1920（大正9）年の「函館區会」の書類には、「育児規程中改正ノ件（議案第十三號） 明治四十年三月函館區告示第二二號育児規程中左ノ通改正シ大正九年四月一日ヨリ之ヲ施行スルモノトス 第二條一號中『七圓』トアルヲ『九圓』ニ二號中『八圓』トアルヲ『拾圓』ニ改ム 理由 物價昂騰ノ爲メ現行規定額ニテハ養育シ難キヲ以テ本文ノ通改正セントス（議決、原案可決確定）」をみることができるのである。⁷²⁾

3 育児規程と開拓使管内窮民賑恤規則

育児規程とそれにもとづく救済を繼續させた要因は何か。まず、「開拓地北海道の玄関先である函館の文化および区（市）民の意識」をあげても厳しい批判は受けないであろう。⁷³⁾

同時に開拓使から政府への「賑恤規則」制定の伺いの際に削除されなかった「函館ニ於テハ育児会社へ引受候義適宜次第ノ事」の条文とその存続は、育児規程が繼續された理由のひとつとして見逃すことができない。条文の繼續を1924（大正13）年の規則集からの引用によって確認しておく。

明治九年九月二十三日開拓使札幌本廳丙第七十六號達 各分署宛

本使管内窮民賑恤規則別紙ノ通更正相成候條爲心得此旨相達候事

但是迄各地窮民へ前成規則ニ照シ救助致來候分更正規則ニ牴觸給シ難キ者速ニ停止其旨可届出事

（九年九月開拓使函館支廳第七十一號ヲ以テ同様ノ達アリ略ス）

（別紙）

開拓使管内窮民賑恤規則

第一條 獨身癱疾ニテ産業ヲ營ム能ハサル者竝獨身ニテ七十年以上及舉家七十年以上ノ者ハ一人ニ付一箇年現米一石八斗給與ノ事

第二條 獨身ノ者重病ニ罹リ産業ヲ營ム能ハサルトキハ氣病中男ハ一日米三合 麥ハ六合雜穀ハ九合女ハ二合 麥ハ四合雜穀ハ六合 ツツ給與ノ事 以下雜穀ヲ以給與スルハ此例ニ準ス

第三條 獨身ニアラスト雖モ餘ノ家人七十年以上十三年以下ニテ自身重病ニ罹リ産業ヲ營ム能ハサル者男ハ一日米三合女ハ二合ツツ給與ノ事

第四條 孤兒ハ富家或ハ乳母アル家ニ養育致サセ七十三年限一日米二合ツツ給與ノ事但他人ノ養子ニ相成候テモ養家貧困ニシテ養育行届カサル者ハ本條ノ通り給與スヘシ函館育兒会社ニ於テ引受引ノ分ハ此限ニ非ス

第五條 賑恤ヲ受居ル者死亡ノ節ハ埋葬料トシテ金一圓給與ノ事

以上諸件ハ本支廳限り成規ニ據テ處分シ翌年ニ至リ前期分ヲ取束子長官ヘ具申スヘシ

第六條 流行病ニ罹リ目下饑饉ニ迫ル者ハ第二條ノ例ニ據テ給與スヘキ事

第七條 水火風震等ノ難ニ遇ヒ目下饑寒ニ迫ル者ハ日數十五日間男ハ一日米三合（六十年以上十三年以下ハ女ノ割合ヲ以テ給ス）女ハ二合ツツ給與ノ事

第八條 前條ノ難ニ逢ヒ小屋掛ヲ營ム能ハサル者ハ其災害ノ景況ニ因リ一戸金五圓乃至三圓ツツ五箇年賦返納ノ積ヲ以テ貸渡スヘキ事

第九條 前條ノ場合ニ於テ農具差支ノ者ヘハ鋤鎌等ノ類其土地相當ノ價取調一戸拾圓以内ノ金額五箇年賦返納ヲ以テ貸渡スヘキ事

第十條 連村連市一時暴災ニ罹リ目下窮困ニ迫ル者十五日以内ハ焚出米ヲ給與シ其災害ノ景況ニ因リ假リニ小屋掛ヲ營ミ一時ノ急ヲ救フハ適宜タルヘキ事（假令ハ洪水ニテ數村一面水湛家屋流亡シ人畜死傷スルノ類）

以上諸件ハ先ツ本支廳限り處分シ速ニ其事情ヲ長官ヘ具申スヘシ

第十一條 天災地變ニテ家産蕩盡ノ節夫食種物貸渡ノ事

第十二條 非常ノ災變ニテ牛馬轆死斃レ耕作差支ノ節代價貸渡ノ事

以上二件ハ其時時長官ヘ具狀シ許可ヲ經施行スヘシ⁷⁴⁾

さらに、育兒会社への負託には、同時にそれを担当する者への重責が内包されていたのであろう。それを推察する史料の一部を掲げる。

(1) 「育兒費不足困難ニ付永遠維持ノ方法ヲ議ス在京岡本大主典モ亦會社ノ起源ヨリ今日ニ至ルノ顛末ヲ具シ官費補助本館新設等ノ議ヲ上陳ス此月廿三日方法ヲ具シ長官ニ伺稟ス其大意育兒会社ノ維持ハ當初刑法課贖金五百圓補助有志寄付金ヲ以テ成立更ニ地所建家ヲ下付シ其収入ヲ以テ經費ヲ支辨ス昨年ノ火災ニ長屋悉皆焼失自後収入スヘキ金員一ヶ月僅カニ五圓ニ過キス維持ノ目的ナク目今癯絶ニ至ラントス然ルニ去ル六年五月發行本使賑恤規則中函館育兒会社ノ明文（同則第五條但書ニ於テ育兒会社ヘ引受候義適宜次第ノ事トアリ）今日之ヲ廢止スルハ体裁宜ヲ得サルノミナラス美譽ニシテ其結果ヲ見サルハ頗ル遺憾トス依テ之ヲ調査スルニ育濟館新築及ヒ一時備品金千八百九拾貳圓余ヲ要シ年費ハ育兒拾人ヲ定員トシ本館取締乳母給料ヨリ諸賄ニ至ルマテ一切ノ費用合計金壹千貳百八拾六圓ヲ要スル豫算ナリ」「今後拾人ニ止マラス多少ノ増加ヲ見ル者トセバ前文年費ニ止ラズ到底永ク官廳ヲ煩スノ嫌アルヲ以テ新築ハ暫ク閣キ當分一ヶ年金壹千貳百圓ツ、出港税ヨリ下付ヲ仰キ節ヲ旨トシ」⁷⁵⁾

(2) 「明治十六年三月県令時任爲基出京ニ際シ、育兒會社ヲ純粹ナル民設會社トナサントセハ有志ノ義捐ヲ必要トス。乃チ之レヲ募集スルニハ有志者ノ奮發ヲ促スニ足ルヘキ原動資ナカルヘカラスト云

フノ趣旨ヲ提シテ宮内省ニ上請スル所アリシニ、同月十三日思召ヲ以テ金百円下賜ノ儀ヲ達セラル。然ルニ頃シモ商況萎靡、民力衰微シ風物甚タ振ワス、函館ノ如キ著名ノ財産家数名破産セシ者アリ。公益事業ノ為メ資金ヲ抛ツカ如キハ到底実施スル能ハサルニ依リ時機ノ来ルヲ俟チツ、アリシニ、後チ遂ニ廃県ニ会スト雖モ北海道庁モ亦前揆ニ倣ヒ保護ヲ加フ。」⁷⁶⁾

- (3) 「目下（即チ明治四十二年三月末）救助中ノモノ二十五名内二十二名ハ月額四円五拾銭ツヅ三名ハ月額三円ツヅヲ給シ函館慈恵院又ハ他ノ一箇人ニ預ケテ之ヲ救シツヽアリ」「無名ノ不幸児ニ恩恵ヲ与ヒ以テ将来ノ運名ヲ開拓セシム本事業ノ社会ニ及ボス公益□カラス然レドモ現下□基本財産ヨリ生スル収入ノ範圍ヲ以テ經理セシニ依リ広ク救済ノ余地ナキヲ遺憾トスルニ於テ經理シ広ク救済ノ運ニ至ラサルカ故之カ改良方法ニ就テハ講□中ニ属スルモノナリ」⁷⁷⁾

ところで、美学と体面、救済の必要性と継続を求め続ける「育児規程」の存在は、それを所轄する「吏員處務規程」の変遷を通じて「函館の救済事業の整備と体系化の過程」をも明らかにすることになるのである。

1918（大正7）年の「函館區吏員處務規程」は、「第一章 事務分掌 第一条 庶務課ニ勸業係、庶務係、教育係ヲ置キ左ノ事務ヲ分掌セシム」とあり、「庶務係 一 職員ノ進退賞罰身分ニ關スル事項 二 職印及所印ノ保守ニ關スル事項 三 文書ノ往復及公告式ニ關スル事項 四 會議及議員選舉ニ關スル事項 五 記録編纂統計及圖書保管ニ關スル事項 六 褒賞及恩給扶助料ニ關スル事項 七 社寺宗教ニ關スル事項 八 賑恤救済育児及精神病者ニ關スル事項 九 區條例區規則等編纂ニ關スル事項」と分類されている。<10~14は省略した>⁷⁸⁾

1920（大正9）年11月12日付の、函館日日新聞は、「大正九年十一月十一日付区役所に、社会係、統計係、都市計画係を設ける」と報じた。

翌1921（大正10）年の規程は、「第一章 事務分掌 第一条 庶務課ニ庶務係教育係社會係統計係ヲ置キ左ノ事務ヲ分掌セシム」として「社會係 一 賑恤救済ニ關スル事項 二 公設市場及私設市場ニ關スル事項 三 行旅病人、死亡人ノ取扱ニ關スル事項 四 精神病者ノ監護ニ關スル事項 五 軍事救護ニ關スル事項 六 住宅ニ關スル事項 七 濟生會ニ關スル事項 八 感化救済團體ニ關スル事項 九 免囚保護並幼児保育ニ關スル事項 十 特殊教育ノ施設經營ニ關スル事項 十一 職業紹介ニ關スル事項 <12~19は省略した> 二十 其ノ他社会政策的施設ニ關スル事項」となった。⁷⁹⁾

5年後の1926（大正15）年では、「函館市例規程纂 総目次 第一類 公告式、広報 第二類 會議 第三類 市吏員、處務 第四類 給與 第五類 教育 第六類 産業、統計 第七類 社會事業 第八類 衛生、病院、墓地及火葬場 第九類 土木、公園 第十類 水道 第十一類 財務、公會堂及物揚場 第十二類 稅務、手数料及使用料」と区分され、いっそうの細分化が進むのである。そして「第七類 社會事業」は、「函館市公設市場條例 函館市公設市場條例施行細則 市營住宅貸與規則 市立職業紹介所規程 職業紹介所事務規程 住宅組合資金貸付規程 函館市社會事業資金規定 函館市慈善事業資金規則 育児規程 窮民救助規程」と分類されているのである。⁸⁰⁾

さらに1930（昭和5年）の分掌では、「關係法規 社會課分掌事務（函館市役所事務分掌規程抜粋） 第六条社會課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル」として「一 賑恤感化及救済ニ關スル事項 二 行旅病人死亡人ノ取扱ニ關スル事項 三 住宅組合ニ關スル事項 四 免囚保護並幼児保育ニ關スル事項 五 職業ノ紹介ニ關スル事項 六 生活ノ改善ニ關スル事項 七 民力涵養ニ關スル事項 八 勞働ニ關スル事項 九 軍事救護ニ關スル事項 十 市民館ニ關スル事項 十一 公會堂ニ關スル事項 十二 市營住宅ニ關スル事項 十三 公設市場ニ關スル事項 十四 公設質屋ニ關スル事項 十五 公設質屋ニ係ル収入命令ニ關スル事項 十六 公益質屋ニ於ケル流質物處分ニ關スル事項 十七 日傭勞働者賃金立替ニ關スル事項 十八 其ノ他社會政策的施設ニ關スル事項」となるのである。⁸¹⁾

これらの事務分掌規程の変遷と体系化は、北海道独自の「開拓使管内窮民賑恤規則」の施行地である函館

において派生する生活上の問題が、次第に日本全体が抱える生活問題と量的・質的に類似していくことを推察させる。同時に行政や財政の組織化、換言するならば、「社会事業体系ニ関スル件」の浸透と整備が函館にでも進展したことを物語るものである。

おわりに

『函館區史』や『函館市誌』、『函館市史』は、社会福祉（社会事業）の歴史を学ぶ者にとっては貴重である。その一冊である『函館市史 通説編第3巻』の「業務をすべて引き継いでいる」との記述への違和感から育児規程の変遷とそれによる救済の歩みを整理することになった。

ところで、考察動機にあった違和感は、論者の一方的な感じ方である。同様に育児会社の運営と展開を推察させる重要史料である「育児取扱規則」（北海道大学所蔵）の中に、育児事業継続のために奔走する当時の吏員の姿を想像したり、そこに綴られる「福田会」や「東京都養育院」の史料を目にし、「育児救済という共通する使命をもつ函館と東京の物理的距離をまったく感じない」とする表現は、歴史を整理する者が慎まなければならない感性であろう。しかし、それらは、なぜ「福田会」と「東京都養育院」であったのだろうかという推論を展開させる。二つの施設が救済活動の賞賛を受けていたからであろうか。それとも「函館内潤町一丁目」で開業していた三井銀行分店が「福田會慈恵金受取場所」⁸²⁾の1つであったことが施設選定に影響を与えたのであろうか。推論は、三井銀行分店が三井組と称した時代から開拓使の財政と経済に深く関わり続け、開拓使より褒美を受けていたことまでも調べさせる原動力となった。⁸³⁾

推論を含む社会事業（社会福祉）の歴史の学びは、社会福祉をより専門的に追究する、探究という新たなエネルギーを生み出す契機になるように思えてならない。

一方、行政としての函館市が育児規程に基づき、子どもらの救済を継続したことは事実である。同時に開拓使管内窮民賑恤規則の廃止と救護法の成立と同時期に育児規程が姿を消すことも立証が可能である。⁸⁴⁾

そして、「官許 育児会社大旨」⁸⁵⁾と「福田會育児院設立趣旨」⁸⁶⁾の双方には、語句上の表現の違いがあるとはいえ、「子どもの命の尊厳と存在意義、それを守り続けることの尊さ」を読み取ることができるのである。

これらの事実と推察を集積した結果をもちいて、「函館区（市）は、開拓使管内窮民賑恤規則の目的に沿いながら育児講の趣旨を守り、1904（明治37）年以降も函館育児会社の事業の一部を継続した」と表現しても言い過ぎではないように思えてならない。⁸⁷⁾

この行政による救済、函館慈恵院の発展と存続、キリスト者、仏教徒、篤志家、それぞれの手による各種の救済事業が展開された函館。その福祉文化の土壌の上に「豊川病院に小児科開設し、児童保護奨励協会（児童相談会毎月一回水曜日）を設ける。」⁸⁸⁾や「女医辻光子と、榎山貴美子両名で、栄町の紅蘭医院（辻）に、健康相談部開催。六月一日。毎日来患二三十人」⁸⁹⁾という予防的観点からの取り組みが萌芽したと考えたい。

最後に、賑恤規則にある「育児死亡者ノ追祭ハ毎年九月之ヲ行ヒ現在育児ニ参拜セシムヘシ」の継承を記しておくことにする。

「明治2年、東京からこられた医師榎山淳道先生が、血縁に恵まれぬ、薄倖の幼な子を集めて、お世話された、「育児講」そのうちの、ひだちの悪い、ひよわな子の霊を祀るために、建立した墓標「育児之墓」がそれだ。長い歳月に、藪かげに没し、所在もはっきりしていなかったのを有志の手で日の目をみせ、その後函館社協児童福祉部が、拾いあげ、その年中行事の一つに加え、少し時期として延びるが、「子どもの日」の行事の一環として、毎年7月7日、「魂まつり」の供養を営んできた。その後、墓石も荒れ、石垣も損じ、ともすれば葎に掩われる。一昨年15,000円を投じて修復、オンコ、灌木を植え込み、花壇も作り、篤志民生委員の看板店一庄子金盛堂さんの御奉仕で、真新しい墓標も立てられた。いつの魂まつりにも、函館厚生育児院の少年少女たちが、お墓の掃除に奉仕、社協児童福祉部の同人、地域婦人会、民生委員の方々参集、特に函館仏教会年当番のお寺から、住職参向法要を厳修される。そして、式後恒例として、墓地入口の地藏堂に参詣者集い、しめやかな話合いに、往時を偲ぶのである。」⁹⁰⁾

医師榎山淳道の主唱によって育児講が誕生した1869（明治2）年から140年を迎えようとしている。

140年の歳月を積み上げた平成の日本、そして北海道においても、未だに子どもの命の尊厳が叫ばれ続けている。

エレン・ケイ（Ellen key）が、「児童の世紀」^{91）}と位置づけ、子どもの生命と教育の大切さを訴え続けた20世紀同様に、21世紀もまた子どもの世紀でなければならないのかも知れない。

（引用した史料の中に考察者の手書きによる写しが含まれている。判読困難な箇所は□と表記した。誤記・誤解へのご教示をお願いしたい。また、慎むべき表現を歴史上の用語として援用している。ご海容を頂戴したいと願う。なお、本小論は、日本社会福祉学会第55回全国大会での自由研究発表に史料を加え作成したものである。）

謝辞 市立函館図書館（現 函館市中央図書館）では、貴重な史料を閲覧させていただきました。
心から深く感謝を申し上げます。

引用・参考文献

- 1) 「函館（箱館）社会事業史Ⅰ 一箱館育児会社の成立と展開一」（日本社会福祉学会第35回全国大会 1987）
「函館社会事業史Ⅱ 一備米と救荒社一」（日本社会福祉学会第36回全国大会 1988）
「函館社会事業史Ⅲ 一鶴岡学校（貧児教育）一」（日本社会福祉学会第37回全国大会 1989）
「函館社会事業Ⅳ 一女紅場（女子教育の発端として）一」（日本社会福祉学会第38回全国大会 1990）
「函館社会事業史Ⅴ 一明治初期における救療制度一」（日本社会福祉学会第40回全国大会 1992）
「函館社会事業史Ⅵ 一老人福祉の歩み一」（日本社会福祉学会第41回全国大会 1993）
「函館社会事業史 一函館における明治初期の社会事業の展開一」（北海道社会事業史研究会第2回北海道・東北社会事業史合同研究会 1994）
「函館社会事業史Ⅶ 一大火とその救済一」（日本社会福祉学会第42回全国大会 1994）
「函館社会事業史Ⅷ 一函館育児会社のその後と育児規程」（日本社会福祉学会第43回全国大会 1995）
- 2) 田中利宗・田中康子「函館における児童保護事業の展開」（『函館大谷女子短期大学紀要 12号』1988）
- 3) 田中利宗・田中康子「明治初年における救貧制度一考 一北海道並樺太州賑恤規則と函館一」（『函館大谷女子短期大学紀要 第17号』1994） 田中利宗「函館育児会社のこと 一民間主導の地域福祉実践 明治期に先駆的実践一」（『北海道新聞 文化欄』1995.3.27） 田中利宗「児童福祉の理念再考」（弘前学院大学社会福祉学部社会福祉教育研究所『2004年度 弘前学院大学社会福祉学部 社会福祉教育研究所年報 第2号』2005）
- 4) 『函館市史 通説編第3巻』1997. 818. 引用文中の（函館慈恵院は、明治）は、考察者が補足加入した。
- 5) 『函館慈恵院』1905. 43-44. 〈電子図書館（国立国会図書館）〉
- 6) 『函館區史』1911. 747
- 7) 三吉明『北海道社会事業史研究』1969. 18. 三吉は、「序説・北海道社会事業史研究」（北星学園大学『北星論集2』1965. 4）では、『札幌市社会福祉の歩み』（1959. 4）を引用して、「明治三十三年（1900）函館慈恵院の創立と共に、これに包含された」と表現していた。しかし、『北海道社会事業史研究』では「継承」と表現をかえた。
- 8) 1876（明治9）に「北海道並樺太州賑恤規則」〈1873（明治6）年〉を改正し「開拓使管内窮民賑恤」とする。
「賑恤規則」は、「恤救規則」の前文にある「濟貧恤窮ハ人民相互ノ情誼ニ因テ」の表現をもたない。
賑恤規則と棄児養育については、「明治八年三月四日〔函館支庁〕 棄児養育米ノ義伺 七年十二月廿五日 棄児養育ノ義ニ付、（略） 当使ノ義ハ府県ニ比シ難ク、非常出格ノ御建議ヲ以、棄児ニ於テモ孤児同様賑恤規

則ニ因テ給与被下候義トハ存候共、右規則中棄児ノ明文無之ニ付一応相伺候。(略) 指令 伺之趣明治六年四月第百三十八号御布告之通处分致シ、年限中死去候節ハ賑恤規則第七条ニ抛リ可取計事。」(「開拓使日誌」『新北海道史 第七巻史料一』1969. 1020)がある。

「棄児並養育費」の推移が継続して明確化されるのは、1886(明治19)年の「内務報告例」の制定以降である。

- 9) 1872(明治5)年2月、函館の市街を三大区に分ける。1876(明治9)年9月、全道大小区画の制定により市中を第14, 第15, 第16の三大区として区長を置く。1899(明治32)年10月、函館区を所管していた函館支庁が廃止され、自治制の函館区が誕生した。自治区施行後も函館支庁時代の事務分掌を継承して、区役所は三課制で事務取扱を開始した。第一課の係は、庶務, 学事, 戸籍であった。
- 10) 『函館區勢一斑』1907.178
11) 『函館區勢一斑』1907.178
12) 『函館區事務報告 自明治37年10月至明治38年9月』3
13) 『函館區勢一斑』1907.178
14) 「明治三十九年第一回函館區會議議案第七號 明治三十九年度育児費歳入出豫算」
15) 『函館區史』1911.598
16) 『函館市史統計資料編』1987.127
17) 『函館區統計』1911.199
18) 『函館市史 統計資料編』1987.127
19) 『函館區統計』1911.199
20) 『函館市史 統計資料編』1987.127
21) 『函館區統計』1911.199
22) 『函館區統計』1914.213
23) 『函館區史』1911.750
24) 『函館區事務報告 自明治42年10月至明治43年9月』1911.3
25) 『函館市史 統計資料編』1987.128
26) 『函館區統計』1911.199
27) 『函館區事務報告 自明治43年10月至明治44年9月』1912.6
28) 『函館市史 統計資料編』1987.128
29) 『函館區統計』1911.199
30) 『函館區事務報告 自明治44年10月至大正1年9月』1912.3-4
31) 『函館市史 統計資料編』1987.128
32) 『函館區事務報告 自大正1年10月至大正2年9月』1914.4
33) 『函館市史 統計資料編』1987.128
34) 『函館區事務報告 自大正2年10月至大正3年9月』1915.4
35) 『函館市史 統計資料編』1987.128
36) 『函館區事務報告 自大正3年10月至大正4年9月』1916.3
37) 『函館市史 統計資料編』1987.129
38) 『函館區事務報告 自大正4年10月至大正5年9月』1917.2-3
39) 『函館市史 統計資料編』1987.129
40) 『函館區事務報告 自大正5年10月至大正6年9月』1918.3
41) 『函館市史 統計資料編』1987.129
42) 『函館區事務報告 自大正6年10月至大正7年9月』1919.3
43) 『函館市史 統計資料編』1987.129
44) 『函館市史 統計資料編』1987.129
45) 『函館區事務報告 自大正8年10月至大正9年9月』1921.3 <人員数はママにしてある>

- 46) 『函館市史 統計資料編』1987.129
 - 47) 『函館市史 統計資料編』1987.129
 - 48) 『(元) 函館區事務報告 自大正10年10月1日至大正11年7月31日』1923.35
 - 49) 『函館市史 統計資料編』1987.179
 - 50) 『函館市事務報告 大正11年』1923.21
 - 51) 『函館市史 統計資料編』1987.179
 - 52) 『函館市事務報告 大正12年』1924.26—27
 - 53) 『函館市史 統計資料編』1987.179
 - 54) 『函館市事務報告 大正13年』1925.28—29
 - 55) 『函館市史 統計資料編』1987.179
 - 56) 『函館市事務報告 大正14年』1926.74
 - 57) 『函館市史 統計資料編』1987.179
 - 58) 『函館市事務報告 大正15年至昭和1年』1927.80
 - 59) 『函館市史 統計資料編』1987.180
 - 60) 『函館市事務報告 昭和2年』1928.88
 - 61) 『函館市史 統計資料編』1987.180
 - 62) 『函館市事務報告 昭和3年』1929.90
 - 63) 『函館市史 統計資料編』1987.180
 - 64) 『函館市事務報告 昭和4年』1930.79
 - 65) 『函館市史 統計資料編』1987.180
 - 66) 『函館市事務報告 昭和5年』1931.79
 - 67) 『函館市史 統計資料編』1987.180
- 育児講および函館区(市)の育児規程によって救済された子どもらの数は、1861(明治4)年から1930(昭和5)年までの間、延べ1,015人。<ただし、1896(明治29)年から1903(明治36)年まで。1919(大正)8年及び1921(大正10)年の計10年間は、資料の確認ができず人員を計上していない。>
- 68) 函館消防本部編纂『函館大火史』1937. 194
 - 69) 『函館區修例規則類纂 明治三十二年〜』55—56
(縦書き史料を横書きにした。そのために「左ニ掲クル」等の箇所を残す。)
 - 70) 『函館區例規 明治四十二年九月』124—125
 - 71) 函館市社會課編『社會事業要覧 昭和五年』1931.43—44
 - 72) 『函館區會議決書 大正九年二月〜大正十年一月』112
 - 73) 田中利宗・田中康子『青森県内の社会事業を学ぶための年表』(2007)は、津軽海峡を隔てた青森県の救済(社会)事業の展開と特徴を函館と対比する目的も含み作成した。
 - 74) 帝国地方行政学会編輯局編『加除自在/現行北海道廳令規全集 第1綴』1924. 2/29
 - 75) 函館県衛生課『函館県衛生年報 明治十五年度 全』73—74
 - 76) 「北海道三縣分治志通説補遺」『新北海道史 第7巻史料1』1969. 1421—1422
 - 77) 『函館區營事業沿革史』1909
 - 78) 『函館區例規 大正七年』81—82
 - 79) 『函館區例規 大正十年一月』431—433
 - 80) 『函館市例規纂加除編 第一号 大正十五年4月末現在』223—224.
福富善壽編『社會事業法規便覧』1926.227
 - 81) 「函館市社會課編『社會事業要覧 昭和5年』1931.26—27
 - 82) 「福田會育兒院事務章程・福田會育兒院規則」『明治仏教思想資料集成第七巻』1983. 11
 - 83) 函館區役所『函館區史』1911.431

- 84) 「救護法」の成立と「開拓使管内窮民賑恤規則」廃止の経緯や関連等については、北海道内での該当史料の存在が不明であり解明が困難である。
寺脇隆夫編『救護法成立・施行関係資料集成』の貴重な研究書の発刊を待つかない。
- 85) 『官許 育児会社大旨』は、郷土史料として函館中央図書館に所蔵。
前掲論文「函館における児童保護事業の展開」のなかに活字化して所収してある。
- 86) 『福田會育児院 説教録 全 』1879。(筆者所蔵) 福田行誠の福田會論には、慈善を支える會社(組織)への言及がある。
- 87) 育児規程と子どもの救済を高く賞賛する傍らで、「隣保相助と区(市)費によって支え続けた函館区(市)の救済は、結果として国費救助が積極的に採用・実施されなかった賑恤規則の法的不備の温存に加担した」と指摘することは酷なことであろうか。
- 88) 「函館新聞 大正五年五月二二日」
- 89) 「函館日日新聞 大正一三年六月九日」(女医の氏名等はママにしてある)
- 90) 『函館市社会福祉協議会10年史』1962. 224-225
- 91) エレン・ケイ著, 原田実訳『児童の世紀』玉川大学出版部.1950.